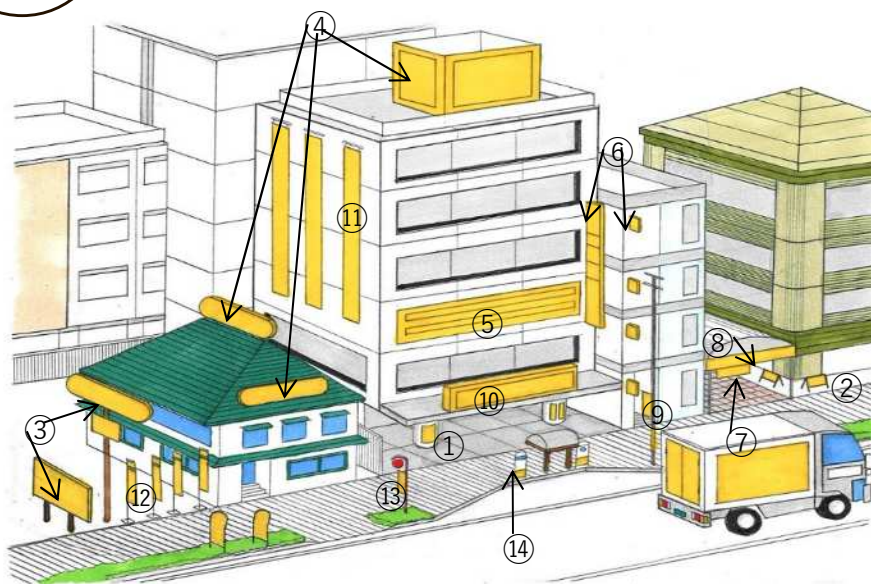


屋外に看板やポスターの
設置をお考えの皆さま

屋外広告物がもたらす事故を防ぎましょう！

1 街中には、多くの屋外広告物が設置されています。



- ①はり紙、はり札
- ②立看板
- ③野立広告物
- ④屋上広告物
- ⑤壁面広告物
- ⑥壁面突出広告物
- ⑦アーケード
- ⑧アーチ
- ⑨電柱広告物
- ⑩照明広告物(電光掲示)
- ⑪横断幕、けんすい幕
- ⑫旗・のぼり
- ⑬消火栓標識
- ⑭バス停留所標識

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板などの典型的なものだけでなく、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の外壁に直接表示されるもの等の屋外で公衆に表示されるものをいいます。

※注意 上図は、あくまで屋外広告物を分かりやすく示したもので、実際の設置許可時には規制される場合があります。

2 屋外広告物の設置には、許可が必要な場合があります。

屋外広告物は、設置できる広告物の面積や高さに基準を設けて、規制しています。

必要な許可を受けていない場合は条例違反となります。設置を行う市町村の窓口で許可申請を行ってください。

なお、松江市は市の条例、それ以外の市町村は県の屋外広告物条例が適用されます。

屋外広告物設置許可申請 窓口一覧

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
松江市	建築審査課	0852-55-5387	川本町	地域整備課	0855-72-0637
浜田市	建設企画課	0855-25-9601	美郷町	建設課	0855-75-1216
出雲市	建築住宅課	0853-21-6176	邑南町	建設課	0855-95-1176
益田市	建築課	0856-31-0668	津和野町	商工観光課	0856-72-0652
大田市	都市計画課	0854-83-8108	吉賀町	建設水道課	0856-79-2212
安来市	建築住宅課	0854-23-3325	海士町	環境整備課	08514-2-1826
江津市	都市計画課	0855-52-7952	西ノ島町	環境整備課	08514-6-1748
雲南市	都市計画課	0854-40-1064	知夫村	地域創生課	08514-8-2211
奥出雲町	政策企画課	0854-54-2514	隠岐の島町	建設課	08512-2-8564
飯南町	建設課	0854-76-3942			

3

屋外広告物の設置後は、定期的に点検を行いましょう！

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと…。屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

こんな屋外広告物は危険です！

- 取付(支持)部分のサビ、腐食
- 主要部材の変形、サビ、腐食
- ブラケットからのサビの汚ダレ
- 屋外広告物の傾き
- パネル版のひびや破損、がたつき、外れかけ
- 表示面の汚染、変色、剥離
- 照明の点灯に異常
- 照明器具の傾き、外れかけ
- 部材、部品の欠落

所有されている屋外広告物がこのような状態にある場合は、屋外広告物の専門家に連絡して、詳細な点検や補修等を依頼しましょう！

事故が発生して被害が出ると、所有者は賠償責任を問われることもあります。

4

屋外広告業を営む場合は事業者としての登録が必要です。

島根県内で屋外広告業を営むためには、元請け下請けを問わず事業者としての登録が必要です。登録申請窓口については、**松江市内**で営業される場合は**松江市**、**松江市以外**で営業される場合は**島根県**となります。窓口の連絡先は**下記**をご覧ください。広告物の掲出を事業者に依頼される場合は、登録業者へ依頼しましょう。登録をしている事業者は、以下のホームページに登録簿を掲載しています。

☆島根県ホームページ URL及びQRコード

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/touroku.html>



屋外広告業登録申請 窓口一覧

	担 当 課 名	電 話 番 号
島根県	都市計画課	0852-22-6143
松江市	建築審査課	0852-55-5387

～お知らせ～

9月1日～9月10日は、**『屋外広告物適正化旬間』**です！

9月10日は、**『屋外広告の日』**です！

これらの日にあわせて、屋外広告物の点検をしましょう！